議案第58号

杉並区印鑑条例及び杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例 の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区印鑑条例及び杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例 の一部を改正する条例

第1条 杉並区印鑑条例(昭和50年杉並区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「氏若しくは」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年 政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名、 氏、旧氏若しくは」に、「及び名」を「及び名若しくは旧氏及び名」に改める。

第8条第3号中「氏名」の次に「(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が 記録されている場合にあつては、氏名及び当該旧氏)」を加える。

第15条第5号中「、氏」の次に「(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)」を加える。

第2条 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成13年杉並 区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 旧氏記載者にあっては、住民票に記載されている旧氏

第5条第2項第9号中「及び」を「(令第30条の14第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(提案理由)

登録をすることができる印鑑の範囲を改めること等とするとともに、電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項等を改める必要がある。

杉並区印鑑条例及び杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例 の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正(杉並区印鑑条例の一部改正)

新 条 例 日 条 例

(登録印鑑の制限)

- 第7条 区長は、登録申請に係る印鑑 が、次の各号のいずれかに該当する場 合は、当該印鑑の登録をすることがで きない。
 - (1) 住民基本台帳に記録されている 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第3 0条の13に規定する旧氏をいう。 以下同じ。) 及び名、氏、旧氏若し くは名又は氏及び名若しくは旧氏及 び名の各一部を組み合わせたもの (外国人住民(法第30条の45に 規定する外国人住民をいう。以下同 じ。) にあつては、住民基本台帳に 記録されている氏名(住民基本台帳 に記録されている通称及び住民票の 備考欄に記録されている氏名の片仮 名表記を含む。以下同じ。)、氏名 の一部又は氏名の一部を組み合わせ たもの) で表していないもの

 $(2)\sim(6)$ 略

(印鑑登録原票)

(登録印鑑の制限)

- 第7条 区長は、登録申請に係る印鑑 が、次の各号のいずれかに該当する場 合は、当該印鑑の登録をすることがで きない。
 - (1) 住民基本台帳に記録されている 氏名、氏若しくは

名又は氏及び名

一の各一部を組み合わせたもの (外国人住民(法第30条の45に 規定する外国人住民をいう。以下同 じ。)にあつては、住民基本台帳に 記録されている氏名(住民基本台帳 に記録されている通称及び住民票の 備考欄に記録されている氏名の片仮 名表記を含む。以下同じ。)、氏名 の一部又は氏名の一部を組み合わせ たもの)で表していないもの

 $(2)\sim(6)$ 略

(印鑑登録原票)

- 第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、 次に掲げる事項を登録する。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 氏名<u>(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場</u>合にあつては、氏名及び当該旧氏)

 $(4)\sim(6)$ 略

(印鑑登録の抹消)

- 第15条 区長は、印鑑登録者が次の各 号のいずれかに該当する場合は、当該 印鑑の登録を抹消しなければならな い。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 氏名、氏<u>(氏に変更があつた者 にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)</u>又は名を変更したため登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになつたとき。
 - (6)及び(7) 略

- 第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、 次に掲げる事項を登録する。
 - (1)及び(2) 略

(3)	氏名_			
	_			
				_

 $(4)\sim(6)$ 略

(印鑑登録の抹消)

- 第15条 区長は、印鑑登録者が次の各 号のいずれかに該当する場合は、当該 印鑑の登録を抹消しなければならな い。
 - $(1)\sim(4)$ 略

(5)	氏名、	氏	

(6)及び(7) 略

第2条による改正(杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部 改正)

新条例」用条例

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第4条 法第30条の6第2項及び令第 13条第4項の規定に基づき、電子計 算機から電気通信回線を通じて東京都 (電気通信回線による東京都知事への通知)

第4条 法第30条の6第2項及び令第 13条第4項の規定に基づき、電子計 算機から電気通信回線を通じて東京都 知事に送信する事項は、次のとおりと する。

- (1) 略
- (2) 旧氏記載者にあっては、住民票 に記載されている旧氏
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(審議会への報告等)

第5条 略

- 2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。
 - $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) 法第30条の6第1項<u>(令第3</u> <u>0条の14第6項の規定により読み</u> <u>替えて適用する場合を含む。)及び</u> 令第13条第3項の規定による前条 各号に掲げる事項の東京都知事への 通知
- 3 略

知事に送信する事項は、次のとおりと する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(審議会への報告等)

第5条 略

- 2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。
 - $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) 法第30条の6第1項及び

令第13条第3項の規定による前条 各号に掲げる事項の東京都知事への 通知

3 略